

# 京 都 府 資 料

## ■宇治児童相談所における児童虐待相談受案件数〔令和5年度〕 ※速報値

## 1 受案件数の年次推移

児相名	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	31(R元)	R2	R3	R4	R5	対前年
宇治児相(本所)		265	281	293	378	503	557	675	640	598	683	724	106.0%
同上(京田辺支所)		233	251	258	340	344	488	682	622	657	701	673	96.0%
宇治児童相談所計 (南部家庭支援センター)		498	532	551	718	847	1,045	1,357	1,262	1,255	1,384	1,397	100.9%
(参考)府児相計		964	1,121	1,120	1,502	1,663	2,104	2,547	2,448	2,576	2,721	2,673	98.2%

## 2 経路別受理状況

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他	再掲 (きょうだい受理)	合計
R4	61	7	112	9	92	1	2	12	10	803	14	261	165	1,384
構成率(%)	4.4	0.5	8.1	0.7	6.6	0.1	0.1	0.9	0.7	58.0	1.0	18.9		100.0
R5	45	28	137	10	99	0	0	14	11	765	13	275	183	1,397
構成率(%)	3.2	2.0	9.8	0.7	7.1	0.0	0.0	1.0	0.8	54.8	0.9	19.7		100.0

## 3 主たる虐待者

年度	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
R4	666	67	626	6	19	1,384
構成率(%)	48.1	4.8	45.2	0.4	1.4	100.0
R5	672	75	633	7	10	1,397
構成率(%)	48.1	5.4	45.3	0.5	0.7	100.0

## 4 虐待の種類別受理状況

年度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
R4	250	9	215	910	1,384
構成率(%)	18.1	0.7	15.5	65.8	100.0
R5	315	22	199	861	1,397
構成率(%)	22.5	1.6	14.2	61.6	100.0

## 5 年齢別受理状況

年度	0～3歳	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生等	合計
R4	292	332	415	207	138	1,384
構成率(%)	21.1	24.0	30.0	15.0	10.0	100.0
R5	267	274	462	245	149	1,397
構成率(%)	19.1	19.6	33.1	17.5	10.7	100.0

## 6 危険度別受理状況

年度	不明／非虐待	危惧	軽度	中度	重度以上	合計
R4	45	457	666	196	20	1,384
構成率(%)	3.3	33.0	48.1	14.2	1.4	100.0
R5	14	574	637	153	19	1,397
構成率(%)	1.0	41.1	45.6	11.0	1.4	100.0

## 京都府における児童虐待施策の主な取組

※丸数字は年度

- ▶ **京都府警と情報共有に関する協定を締結⑩**  
虐待の早期発見と重篤化に対応するため、京都府・京都市・京都府警の3者で協定を締結し、情報共有の体制を強化
  
- ▶ **「児童虐待・DV防止連携推進員」の配置②**  
児童虐待とDVが絡み重篤化することを未然に防止するため、市町村などより一層の連携強化を担う職員を各家庭支援センターに3名配置
  
- ▶ **「京都府子どもを虐待から守る条例」の施行④**  
令和2年10月に「児童虐待防止強化対策検討会」を設置し、改めて虐待防止に向けて取り組む起点となるよう条例を制定（4月1日施行）
  
- ▶ **児童相談所への児童福祉司等の増員**  
平成29年度から計画的に増員し、7年間で児童福祉司と心理判定員あわせて35名（④6名増員）の大幅な増員
  
- ▶ **性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携強化④**  
性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）の24時間対応を令和4年4月から開始し、性的虐待相談への対応体制を充実
  
- ▶ **SNS相談体制の整備④**  
虐待を受けている子どもや子育てに悩みを抱える保護者等が、より相談しやすい環境をつくるため、SNS相談の体制を整備
  
- ▶ **子どもの意見表明支援体制の整備④**  
児童相談所で一時保護している子どもの権利を守るため、児童相談所職員以外の第三者が子どもの意見を聞き取り、子どもの意見表明をサポートする体制の整備を開始

# 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設的环境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、こども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は令和7年6月1日、7の一部は令和4年9月15日又は令和5年4月1日）

1

## ○一時保護施設の設備及び運営に関する基準

(令和六年三月二十七日)(内閣府令第二十七号)

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十二条の四第三項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

### (児童の権利擁護)

第九条 都道府県知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向(法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。)を尊重した支援を行わなければならない。

### (児童の権利の制限)

第十条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

### (児童の行動の制限)

第十一条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

### (児童の所持品等)

第十二条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

京都府の一時保護所では・・・

これまでは「持ち込める物」を定めていたが、「持ち込めない物」を定める形に変更

具体的には・・・

- ・ 自傷、他害の可能性のある物（刃物類、可燃物等）
- ・ 外部と通信ができる物、居場所が特定され得る物（スマートフォン、タブレット等）
- ・ 性的な興味を著しく誘発する物（肌の露出が多い服、性的な漫画、雑誌等）
- ・ 取引や貸借の材料になる物（現金、ICカード類等）
- ・ 個人情報わかる物（住所やSNSの連絡先が記載されたもの等）
- ・ 健康面、衛生面を損なう物（酒、たばこ、食品等）

を持ち込めない物として基準を制定

## 「一時保護ガイドライン」(抜粋)

### (6) 一時保護したこどもの所持品の保管、返還等

一時保護施設設備運営基準第 12 条第 1 項においては、合理的な理由なく、児童の所持する物(以下「所持品」という。)の持込みを禁止してはならないものとされ、同条第 2 項において、合理的な理由がある場合に、やむを得ず持ち込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上で行うよう努めなければならないこととされている。

一時保護施設におけるこどもの所持品の持込みについては、こどもの安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合に禁止することができるものであり、こどもの意見も踏まえながら、定期的に当該ルールについて、合理的な理由があるかどうか、検証・見直しが必要である。その際、例えば、こども用の鍵付きの私物ロッカー等を導入する、共同生活の中での破損や紛失があり得る旨をこどもによく説明した上で預けるか否かのこどもの意思を尊重する、普段は職員に預けるが時間を決めて使用するなど、様々な工夫により持込みを禁止する私物の範囲が必要最小限のものとなるよう努める必要がある。なお、こどもが持ち込む所持品を一時保護施設の中でこどもが実際に所持することを制限することも、持込みを禁止することに相当する行為であり、こどもへの十分な説明など同様の対応が求められる。

#### ア こどもの所持品

一時保護したこどもの所持品は、その性格によって、一時保護中本人に所持させることがこどもの福祉を損なうおそれがある物と、その他の物の 2 つに分けられるが、こどもの福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限りこどもが所持できるよう配慮する。

児童相談所長が警察署長にこどもの委託一時保護をした場合に、警察署から通告書に添えて送付してくるそのこどもに関わる保管物も所持品に含まれる。盗品、刃物類、こどもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることがこどもの福祉を損なうおそれがある物については、法第 33 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、児童相談所長は「こどもの所持物」として保管することができる。これらの物については一時保護施設設備運営基準第 12 条第 1 項にある「合理的な理由」があるものとして、こどもの意思にかかわらず保管できるが、その理由についてこどもに十分に説明し、こどもの理解を得た上で行うよう努めなければならない。なお、警察官の触法事件に関する調査手続に係る少年法第 6 条の 5 第 1 項の規定により、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。

衣類、雨具、玩具など一時保護中こどもの所持品については、記名しておく等こどもの退所時に紛失していないよう配慮する。

特に、こどもにとって一時保護は家庭や学校など慣れ親しんだ環境からの急激な変化をもたらすものであり、喪失感等から精神的に不安定になりやすいものであるため、可能な限りこどもに安心できる環境を提供するという観点から、所持していると心が落ち着く等心

理的に大切な物（ぬいぐるみや、家族写真、寄せ書き等のこどもにとって大事な人や場所等とのつながりを感じられるような物等）についてはこどもが所持できるよう最大限配慮する。スマートフォン、携帯電話等の通信機器については、こどもにとって心理的に大切な物となっている場合もあるが、保護者等との連絡が可能となるものであるため、こどもの安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合には持込みを制限することも可能である。一方で、特に通信機器の使用が一般化している高年齢のこどもにとってはその使用ニーズも高いこと等を踏まえ、こどもの年齢や利用の必要性等のこどもの個別の事情を踏まえて、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫（例：普段は事務所等で保管し、一定の時間・相手について職員の立会いの下で認める等）について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えることが望ましい。このほか、インターネットの利用については、タブレット端末の貸与等により一定の時間可能としている例もあるところであり、こうしたツールの活用等も有用と考えられる。

また、こどもが所持する必要のない所持品については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、こどもの同意を得て、児童相談所長が保管する。所持品の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ちに警察に連絡する。日用品、着替え等を持っていないこどもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与する。一時保護施設設備運営基準第 25 条第 4 項では、一時保護施設は、入所児童に対し清潔な衣服を提供しなければならず、また、下着については、児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならないとされているところであり、特に下着を貸与する場合には、未使用のものを提供する必要がある。